

【報告要旨】

報告 1 ホッブズ自然法論の検討

薮本沙織（京都大学文学研究科博士後期課程）

ホッブズの自然法論をいかに解釈すべきかという問題は、ホッブズ研究上の最重要課題のひとつである。自然法論解釈における論争の嚆矢となったのは、A.E.Taylor[1938] “The Ethical Doctrine of Hobbes”、そして H.Warrender[1957] The Political Philosophy of Hobbes: His theory of Obligation であった。彼らは従来のホッブズ解釈、すなわち、ホッブズに見出せるのは政治的責務(obligation)のみであるという解釈を批判し、ホッブズは(いわばカント的、と言ってもよいような)道徳的責務の理論を展開した論者であると主張する。そして、自然法は神の法として、人間に平和への道徳的責務を課すものだ、という解釈を提示した。J.W.N.Watkins[1973] Hobbes’ s System of Ideas らはこうした解釈を批判し、ホッブズの自然法とは拘束力を備えた真の法ではなく、人間理性が導く定理にすぎない、それゆえに自然法は自己保存を促進する限りにおいて平和を求めよと指示するものでしかない、という。また、ホッブズの中には Warrender らが描いたような道徳的責務は見出せない、とする。以上のふたつの解釈が自然法論解釈の主流となっているが、さらに注目すべき見解として、D.Gauthier[1969] The Logic of Leviathan: The Moral and Political Theory of Thomas Hobbes らの研究を挙げておきたい。Gauthier らは、自然法よりもむしろ契約(信約)こそがホッブズ契約論にとっては重要な概念であって、人間に責務を課すものは自然法ではなく契約である、と主張する。こうしたホッブズ自然法論における論争は、決定的な解釈が提出されることなく現在まで続いている。

上記の論争にはさまざまな論点を指摘することができるが、ホッブズ契約論を解釈する上でとくに重要であると思われるのは、(1)自然法の内実、(2)ホッブズ契約論における自然法の役割、の二点である。本報告では、先行研究の見解を整理しつつ、この二点について論じる予定である。その際には、自然法と契約の関連に着目して議論をすすめたい。そして最終的にはホッブズ自然法論を全体的に検討し、その特徴を明らかにしたい。

報告2 エドマンド・バークの帝国統治論 ―ヘースティングズへの批判から―

荻谷千尋（立命館大学政策科学部非常勤講師）

本報告は、エドマンド・バーク（Edmund Burke, 1729/30-97）がおこなった東インド会社によるインド統治批判を検討するものである。バークと東インド会社総督のウォーレン・ヘースティングズ（Warren Hastings, 1732-1818）は、ともに伝統的なインド社会を優れた文明社会と見なしていたにもかかわらず、いかに植民地インドを統治するかについて、まったく異なる構想をもっていた。帝国統治をめぐる両者の構想の対立の背景を見出すことが本報告の目的である。

バークのインド統治論は、研究が遅れている領域の一つだが、もっともまとまったバークのインド統治論を著したウィラン（『バークとインド』1996年）が、モラリストとリアリストの図式でバークとヘースティングズの構想の違いを読み解くのに対して、本報告は、美德の政治学と利益の政治学という補助線を引くことで、明らかにすることを試みる。

ヘースティングズが、制度とルールに依拠した集権的な司法行政こそが、インドの腐敗と悪弊の除去に必要だと考えたのに対して、バークはこの集権的な司法行政の効果に懐疑的だった。つまり、ヘースティングズの改革は、だれが統治者であっても同様に機能し、制度が統治を保証する統治構想であった。それは「美德」をもつ者による統治の否定であり、それゆえバークはヘースティングズを批判したのであった。